

一般財団法人への移行に伴う申込書等の変更に関する事項

改正規則等

登録規則細則
船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件
国際条約による証書に関する規則
鋼船規則 K 編及び同検査要領
鋼船規則検査要領 B 編
舶用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

一般財団法人への移行に伴う申込書等の変更に関する事項

改正理由

本会は、公益法人制度改革関連法に基づき、一般財団法人への移行手続きを進めてきた結果、平成 23 年 4 月 1 日をもって財団法人 日本海事協会から一般財団法人 日本海事協会に移行した。今般、一般財団法人への移行に伴い本会技術規則において、本会の名称が使用されている申込書の記述等を改めた。

改正内容

- (1) 船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件及び鋼船規則 K 編等の規定において、財団法人 日本海事協会の記述を一般財団法人 日本海事協会に改めた。
- (2) 申込書に記載されている財団法人 日本海事協会及び（財）日本海事協会の記述を、日本海事協会に改めた。
- (3) 寄付行為の記述を定款に改めた。